

「ともに働く」就労応援 ふくい サポーター企業 登録制度 実施要項

福井県教育委員会

1 目的

卒業後、企業等での就労による社会自立をめざす特別支援学校の生徒の「働く力」の育成および「就労促進」を図るため、企業と特別支援学校の連携・協力による職業教育・就労支援の充実に資する制度を構築する。

2 定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の定義については、次のとおりとする。

- (1) 企業とは、県内に本社または事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う者をいう（国または地方公共団体を除く）。
- (2) 職場見学とは、生徒・教職員、保護者を対象として職場の見学および業務内容等の説明を行うことをいう。
- (3) 就業体験とは、主に高等部第1学年および第2学年を対象とし、進路学習の一環で行う就労の疑似体験のことをいう。
- (4) 職場実習とは、産業現場での実習ともいい、企業における就職を目指した実習または雇用を前提とした実習のことをいう。
- (5) 作業学習とは、学校で実施している木工や窯業、ビルクリーニング、食品加工、喫茶サービス等の作業活動を学習の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものをいう。

3 サポート内容

この要項に定める登録制度は『「ともに働く」就労応援 ふくい サポーター企業』とし、サポート内容は次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 職場見学への協力
- (2) 就業体験への協力（1～2週間）
- (3) 職場実習への協力（2～3週間）
- (4) 作業学習での生徒への技術指導および教員への指導助言（1回あたり2～4時間）
- (5) 特別支援学校が主催する就労等に関する研修会への講師派遣
- (6) 特別支援学校生徒の雇用促進

4 参加申込

本制度の趣旨に賛同し、前項のサポートをしようとする企業（以下「サポーター企業」という）は、『「ともに働く」就労応援 ふくい サポーター企業』登録申込書（様式第1号）を、サポートしようとする福井県内の特別支援学校または福井県教育庁高校教育課（以下「高校教育課」という）に提出する。

『「ともに働く」就労応援 ふくい サポーター企業』登録申込書（様式第1号）を受理した特別支援学校長は、サポート内容を確認の上、高校教育課長あて提出する。

5 登録

サポーター企業の認証は、前項の申請を受け、高校教育課による提出書類の内容確認、審査を経て、「3 サポート内容」のいずれかの事項に該当すると認められた場合、『「ともに働く」就労応援 ふくい サポーター企業』として登録するとともに、登録企業に登録証（様式第2号）を交付する。

6 公表

サポーター企業として登録された企業は、県教育庁高校教育課のホームページ等で公表するとともに、各企業のサポート内容など必要な情報について公開する。

7 表彰

福井県教育委員会は、登録企業のうち表彰項目の各基準について一定期間継続して取り組んだ者を『「ともに働く」就労応援 推進企業』として表彰し、表彰した企業やそのサポート内容等についてホームページに掲載する。

表彰項目の各基準等の表彰に関する事項については、別に定める。

8 登録内容の変更・追加、辞退

サポーター企業として登録された企業において、登録内容の変更・追加または登録辞退をする場合は、『「ともに働く」就労応援 ふくい サポーター企業』登録内容変更・辞退届（様式3号）を、高校教育課に提出する。

高校教育課は、『「ともに働く」就労応援 ふくい サポーター企業』登録内容変更・辞退届（様式3号）の内容確認、審査を経た上で、登録内容の変更・追加または削除を行う。

また、登録辞退した企業は、交付した登録証を速やかに高校教育課に返還しなければならない。

9 登録の取消し

福井県教育委員会は、登録企業が「3 サポート内容」の各項に該当しないことが明らかになったとき、または法令に違反したとき、その他、登録企業として適当でないと認めるとときは登録を取り消すことができる。

10 その他

この要項に定めるもののほか、この要項の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成28年6月1日から施行する。